

## ㊦特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

### 日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービス

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行っています。



#### 対象者

要介護1以上の認定を受けた方

### 日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービス

利用者の日常生活における自立支援や介護者の負担軽減を図るためのサービスです。福祉用具販売では、その用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行っています。要介護状態になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。



#### 対象者

要支援1または要支援2の認定を受けた方

#### 福祉用具購入の対象種目

##### (1) 腰掛便座

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの  
洋式便器の上に置いて高さを補うもの  
電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの  
便座・パケツ等からなり、移動可能である便器（居室で利用可能なものに限り）

##### (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品

レシーバー、チューブ、タンク等のうち尿や便の経路となるもの

##### (3) 入浴補助用具

入浴用いす  
浴槽用手すり  
浴槽内いす  
入浴台（浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽への出入りのためのもの）  
浴室内すのこ  
浴槽内すのこ  
入浴用介助ベルト

##### (4) 簡易浴槽

空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水の為に工事を伴わないもの

##### (5) 移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

#### 利用料の目安

購入金額の1割または2割

※購入金額は、福祉用具の種類・品目、事業者によって異なります。

※利用者がいったん購入金額の全額を支払い、その後申請をして保険料・税金による補助分（9割または8割）の支給を受けるという、いわゆる「償還払い」を原則としています。

※1年度間（4月から翌年3月まで）の購入金額が10万円を限度に支給されます。詳しくは市区町村の窓口や地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにお問い合わせ下さい。

（独）福祉医療機構「WAM NET」より引用

### <北部地域 事業所一覧>

所在地	事業所名	予防	事業所住所	TEL	FAX	法人
名護市	いやしの郷	○	名護市大中4-4-27	54-1309	54-3660	(有) いやしの郷
	介護ショップふくしま	○	名護市仲尾次556	58-1305	58-1309	(資) ふくしま
	介護福祉用具貸与販売事業所”匠”	○	名護市伊差川19-1	43-7373	43-7575	(株) ”匠”プランニング
	福祉用具販売貸与事業所 ちゅらいふ	○	名護市宮里450-2	43-8915	43-8922	(有) ちゅらいふ
	福祉用具桃源の郷	○	名護市大西3-19-25	53-1155	54-1316	(医) 松風会
	サトウ株式会社 名護営業所	○	名護市大東3-22-19	54-0294	54-0394	(株) サトウ
	トータル介護沖縄 名護営業所	○	名護市宇茂佐の森4-13-6 103号	52-7667	52-7668	(有) トータル介護沖縄
	有限会社沖縄介護サービス 名護支店	○	名護市為又786-1	43-5525	43-5585	(有) 沖縄介護サービス

H30年3月現在